

第 4 章

障害者計画の基本的な考え方

1 障害の概念

平成23年の改正障害者基本法において、「障害者」の定義は、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」とされました。

これにより、難病等に起因する障害など必ずしもそのまま身体障害、知的障害、精神障害のいずれかの類型に当てはまらないものについても、「障害」に含まれることが明確化されています。また、障害のある人が日常生活及び社会生活において受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるという考え方のもと、障害のある人の定義に「社会モデル」の視点が盛り込まれています。

したがって、本市障害者計画における「障害」や「障害のある人」についても、改正障害者基本法の定義を踏まえたものとします。

～「障害」という表記について～

「障害」という言葉を表記するとき、「障がい」というように、ひらがな交じりで表記することや、漢字の持つ意味合いから、「障碍」という表記にしようとする考え方があります。

一方、音と触感に頼る生活で文字としての漢字を見たことがないという、視力に障害のある人もいて、漢字をそのよみで表記してもそのことばの持つ意味合いはなんら変わるものではないという考え方もあります。

また、本市障害者計画は障害者基本法に基づく法定計画であることから、ひらがな交じりなどで表記をしようとしても、法令や固有名詞などは「障害」と表記することになるため、それらの表記が混在してしまいます。

そうした、様々な考え方がある中で、本市障害者計画では「障がい」や「障碍」ではなく、法令等にあわせて「障害」と表記することにしました。

本市障害者計画での「障害」とは、人が社会の中で生活していくことを妨げる様々な制約や不便のことです。こうした制約（＝障害）を被る人を「障害のある人」と考えるからです。

この「障害」という表記には、社会的な障壁を解消することは、社会の責任であるという意味を込めています。

ただし、ひらがな交じりなどで表記すべきという考え方を否定しているわけではありません。その考えは、問題提起のひとつとして傾聴に値するものと考えます。

2 基本理念

本市では、ノーマライゼーション⁶理念の浸透や障害のある人の自立性を高めるとともに、生活の安定と在宅・地域生活を支援するサービスの充実などに努めて、生きがいを持って自分らしく過ごせる地域生活の実現を目指しています。

本市障害者計画の根拠法となる障害者基本法においては、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるという理念にのっとり、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害のある人の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

また、本市の福祉関連分野の基本計画である「あまがさきし地域福祉計画」では、「誰もがその人らしく安心して暮らせる地域福祉社会の実現」を地域福祉の理念とし、市民が主体的な関心を持ち、自らの積極的な参加が行われ、事業者や市と共にみんなで地域福祉を育むことによって福祉コミュニティが進んだ社会の実現を目指しています。

これらの理念や近年の障害のある人を取り巻く社会状況を踏まえ、本市障害者計画の推進にあたって目指すべき基本理念を以下のように設定します。

誰もがその人らしく、自立して安心に暮らすことができる共生社会の実現

「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション⁷」の考え方のもと、障害の有無にかかわらず、誰もがその人らしくいきいきと地域で生活し、地域とのかかわりの中で自立して過ごせる支え合いのまちづくりを目指します。

住み慣れた地域で安心して暮らすためには、自らの可能性や自主性を発揮していくことや、身近な地域で支え合い、助け合いながら、誰もが相互に個性を尊重し合い、共生できる社会を実現していくことが求められます。地域行事やまちづくり、防災訓練などに積極的に参加し、役割を担っていくことを、障害のある人や当事者団体、施設・事業者などが自ら求め、また、周囲からも求められるような地域社会の形成が必要です。

⁶ ノーマライゼーション

障害のある人や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々が、社会の中で同じ地域に住む他の人々と一緒に生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方。

⁷ リハビリテーション

単に医学的な機能回復訓練にとどまることなく、医学的、教育的、職業的、社会的な幅広い分野で、ライフステージの全てにわたって、障害のある人が人間としての尊厳を回復し、生きがいをもって社会に参加できるようにすることを目的とする援助の体系。

さらに、「ユニバーサルデザイン⁸」に配慮したまちづくりによって、障害の有無や年齢などにかかわらず、誰もが住みやすい環境を整備していくことも必要です。

そのため、人間尊重の視点に立った施策の推進により、障害のある人が地域の方々と共に自立して安心に暮らすことができる共生社会の実現を図ります。

⁸ ユニバーサルデザイン

年齢、性別、障害の有無等にかかわらず、はじめから全ての人が利用しやすい汎用性の高い環境にしておこうとする考え方。

3 計画における重点課題

国が定める「障害者基本計画（第3次）」は、平成25年度から平成29年度までの5年間を計画期間としています。第2次計画の期間では、平成23年度に改正障害者基本法、平成24年度に障害者総合支援法が成立しています。第3次計画の期間では、平成25年度に障害者差別解消法が成立したほか、障害者権利条約を批准するなど、障害のある人の権利利益が保障されるとともに、それを阻む社会的障壁の除去に向けた環境の整備が進められています。

こうした流れを踏まえ、国民誰もが相互に尊重し支え合う共生社会の実現に向けて、障害のある人の自立と社会参加を支援する施策等の一層の推進が図られています。

障害者基本計画（第3次）

【基本理念】

全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるという理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現（基本法第1条）

【基本原則】

- ① 地域社会における共生等（第3条）
- ② 差別の禁止（第4条）
- ③ 国際的協調（第5条）

【各分野に共通する横断的視点】

- (1) 障害者の自己決定の尊重及び意思決定の支援
- (2) 当事者本位の総合的な支援
- (3) 障害特性等に配慮した支援
- (4) アクセシビリティの向上
- (5) 総合的かつ計画的な取組の推進

また、兵庫県では、「ひょうご障害者福祉プラン」において、その基本方針を決めるにあたって、2040年度（平成52年度）を“未来予想図”として示し、2020年度（平成32年度）は、その未来予想図に向けた軌跡を示すための指針と位置付けています。2020年度までの目標及び取組のキーワードは、以下のように定められています。

ひょうご障害者福祉プラン

【2040年度の未来予想図】

障害が1つの個性として浸透し、街中などを行き交う中で、人々がごく自然に接し合う風景

【2020年度の目標】

障害のある人もない人も、皆が支え合い、住みたい地域・場所で、ともに暮らしていくこと

【取組のキーワード】

自己決定	障害のある人が、必要に応じて支援を受けつつ、“自分の生き方”を自分で決め、その生き方が尊重される社会の実現
共生	障害のある人が、地域の一員として生涯安心して当たり前に暮らし、誰もが共に支え合う社会の実現

本市障害者計画の基本理念である「誰もがその人らしく、自立して安心に暮らすことができる共生社会の実現」に向けて、当事者団体、府内関係部局及びその他の様々な団体・機関等との協働により、本市の障害者施策を総合的に進めていく必要があります。

国や県をはじめとする近年の社会動向や本市の現状を踏まえ、「必要な支援を受け、身近な地域で暮らすことができる環境づくり」、「生きがいを持って自分らしく暮らすことができる環境づくり」、そして「共に支え合い、安心して暮らすことができる環境づくり」の3点を、本市障害者計画を推進するうえでの重点課題として設定します。

重点課題1 必要な支援を受け、身近な地域で暮らすことができる環境づくり

障害のある人が、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、必要な支援を受け、身近な地域で暮らすことができる環境づくりが求められています。

また、保護者の高齢化等による親元からの自立や「親亡き後」を見据えた地域生活への支援を行っていくため、きめ細やかな支援体制づくりを進めていくことが課題となっています。

そのため、障害のある人が希望する日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域において必要な医療サービスや医学的リハビリテーションが受けられる体制を構築していくとともに、障害の早期発見や早期支援につなげができるよう、各種健康診査・健診相談の実施等に取り組むことが必要です。

さらに、一人ひとりの心身の状況や利用意向などを踏まえた質の高い福祉サービスを提供していくほか、日常の悩みから専門的相談にも対応できる相談支援体制の充実に取り組むことが必要となっています。

重点課題2 生きがいを持って自分らしく暮らすことができる環境づくり

障害のある人が、社会を構成する一員として、社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動について参加する機会が確保され、生きがいを持って暮らすことができる環境づくりが求められています。

また、療育から教育、就労へと、それぞれのライフステージをつなぐ長期的な視点の「途切れのない支援」を行っていくため、一貫した支援体制づくりを進めていくことが課題となっています。

そのため、障害のある人が自らの能力を最大限発揮し、自己実現ができるよう、地域において適切な療育やそれぞれの障害特性を踏まえた十分な教育が受けられる体制を構築していくとともに、その支援で得た情報等から自立した生活を送ることができるよう就労の場の提供に取り組むことが必要です。

さらに、生活・移動環境のバリアフリー化や住宅の確保を進めていくほか、スポーツや交流活動など気軽に参加できる機会や場の提供に取り組むことが必要となっています。

重点課題3 共に支え合い、安心して暮らすことができる環境づくり

障害のある人が、基本的人権を享有する個人として、社会や地域において正しい理解や適切な配慮が確保され、共に支え合い、安心して暮らすことができる環境づくりが求められています。

また、地域における「顔の見える関係」を意識したネットワークを構築していくため、包括的な支援体制づくりを進めていくことが課題となっています。

そのため、障害のある人が孤立して不安に陥ることなく、相互に理解し合える関係が築けるよう、地域において防災・防犯など災害時だけでなく、平時からの見守りや支援体制を構築していくとともに、情報の利用のしやすさを向上していくため、意思疎通支援や情報提供の充実に取り組むことが必要です。

さらに、権利利益を守るための支援を行っていくほか、障害や障害のある人に対する理解の促進や差別の解消に取り組むことが必要となっています。

■施策体系

基本理念	重点課題	基本施策	施策の方向性
誰もがその人らしく、自立して安心に暮らすことができる共生社会の実現	必要な支援を受け、身近な地域で暮らすことができる環境づくり	1 保健・医療	(1) 医療、リハビリテーション (2) 精神保健に対する施策 (3) 難病等に対する施策 (4) 障害の原因となる疾病の予防・支援等
	生きがいを持って自分らしく暮らすことができる環境づくり	2 福祉サービス、相談支援	(1) 障害福祉サービス等 (2) 相談支援体制
		3 療育・教育	(1) 療育 (2) インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育 (3) こころの教育・支援
		4 雇用・就労	(1) 雇用機会 (2) 多様な就労
		5 生活環境、移動・交通	(1) 生活環境 (2) 移動環境
		6 スポーツ・文化、社会参加活動	(1) スポーツ、文化芸術活動 (2) 社会参加活動等
	共に支え合い、安心して暮らすことができる環境づくり	7 安全・安心	(1) 防災対策 (2) 防犯対策、消費者保護
		8 情報、啓発・差別の解消	(1) 情報の利用のしやすさ (2) 理解・啓発活動及び差別解消
		9 権利擁護、行政サービス等における配慮	(1) 権利擁護 (2) 行政サービス等における配慮

